

1. 議事日程

〔平成22年第1回安芸高田市議会3月定例会第25日目〕

平成22年 3月18日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第4号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第5号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第6号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第7号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第10号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第11号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第9号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第12号 安芸高田市環境基本条例 |
| 日程第10 | 議案第53号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第13号 安芸高田市児童館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第14号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第15号 安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第21号 安芸高田市文化財保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第22号 安芸高田市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第23号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第24号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第25号 安芸高田市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第16号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【向原農村交流館やすらぎ 再指定】 |
| 日程第20 | 議案第17号 安芸高田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第18号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第19号 財産の取得について【雇用促進住宅吉田宿舍】 |
| 日程第23 | 議案第20号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第39号 平成22年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第25 | 議案第40号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第41号 平成22年度安芸高田市老人保健特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第42号 平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |

- 日程第 28 議案第43号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計予算
 日程第 29 議案第44号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
 日程第 30 議案第45号 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
 日程第 31 議案第46号 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
 日程第 32 議案第47号 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第 33 議案第48号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
 日程第 34 議案第49号 平成22年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
 日程第 35 議案第50号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
 日程第 36 議案第51号 平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
 日程第 37 議案第52号 平成22年度安芸高田市水道事業会計予算
 日程第 38 議案第54号 平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）
 日程第 39 発議第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について
 日程第 40 閉会中の継続審査及び調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務企画部長	清水盤

市民部長	山本 数博	福祉保健部長	重本 邦明
産業振興部長	金岡 英雄	建設部長兼公営企業部長	廣政 克行
消防本部消防長	光下 正則	教育次長	田丸 孝二
会計管理者	立田 昭男	八千代支所長	藤本 宏良
美土里支所長	長井 敏	高宮支所長	宮木 雅之
甲田支所長	深本 正博	向原支所長	三上 信行
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	沖野 文雄	行政経営課長	武岡 隆文
政策企画課長	竹本 峰昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	益田 博志	事務局次長	西原 裕文
主査	森岡 雅昭	主任	倉田 英治

午前 10時00分 開議

- 藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において11番前川正昭君及び12番 秋田雅朝君を指名いたします。
続いて、本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。

- 金行議会運営委員長 平成22年第1回定例会の運営につきまして、昨日、議会運営委員会を開催し、次のとおり議案の追加を決定いたしましたので、御報告いたします。

まず、議案第54号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算」が追加提出されることになりました。また、総務企画常任委員会で審査されました陳情等につきまして、意見書1件が発議案として提出されることになりました。

以上、報告を終わります。

日程第2 議案第4号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第5号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第6号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第7号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第10号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第11号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

- 藤井議長 日程第2、議案第4号「安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第7、議案第11号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件までの6件を一括して議題といたします。

本6件は総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長 赤川三郎君。

- 赤川総務企画常任委員長 総務企画常任委員会から報告いたします。

平成22年2月の22日付で本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託されました総務企画所管の6議案について、2月の24日に総務企画常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案第4号「安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、平成20年の人事院勧告に基づき、職員の勤務時間を1日8時間から7時間45分に、1週間40時間から38時間45分に改正するもので、関連して勤務時間を伴う9つの条例について、あわせて改正するものです。

委員から、15分の時間短縮によって人件費、コストが3.21%上昇するが、上昇分を補うための人口率を高める対策は考えておられるかとの質疑があり、コスト削減に向けてさらなる行政改革を取り組むとの答弁がありました。

議案第5号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」は、市から公益的法人などへ職員を派遣する際、現在7団体への派遣が可能となっていますが、これに広島北部農業協同組合を新たに追加するものです。

委員から、現在の派遣状況について質疑があり、安芸高田市社会福祉協議会、八千代開発公社、広島県建設技術センターへ各1名派遣しているとの答弁がありました。

議案第6号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、職員定数の削減を実施する中、簡素で効率的な組織づくりに取り組みつつ、環境変化などに伴う新たな問題に的確に対応できる機動的な組織体制整備を目的に、市民部、市民生活課に人権多文化共生推進室の新設を行い、農産物流通促進室を産業振興部地域営農課に統合し、地域高規格道路推進室を建設部建設課に統合するものです。

委員から、人権多文化共生推進室の必要性についての質疑があり、室の開設は県内では安芸高田市が初となり、多文化共生は将来の安芸高田市にとって必要なことととらえ、今後に向けての大きな手法になると考えているとの答弁がありました。

また、統合される2つの室について、業務の支障など組織の力が弱くなるのではとの質疑があり、統合を契機に組織強化を図り、関係機関との連携を密にしたいとの答弁がありました。

議案第7号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、人権会館指導員への男女共同参画業務並びに多文化共生業務の追加に伴う月額報酬の改定と、新たに環境審議会委員及び行政改革推進懇話会委員として学識経験を有する者についての日額報酬を定める旨の説明がありました。

議案第10号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、21年度で整備したBMXコース、現在整備中のグラウンドゴルフ場、サッカー場、駐車場内に整備中の公衆便所を

新たに管理するために改正するものです。

委員より、新規施設の増設により、当年度と新年度の指定管理委託料に変更が生じるのではとの質疑があり、指定管理委託料は当年度と同額で対応したいとの答弁がありました。

議案第11号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」は、市の入湯税について、入湯客の入湯税額1人1日150円を、宿泊を伴う入湯客と日帰り入湯客に区分し、日帰り入湯客の入湯税額を1人1日50円とするものです。

委員から、入湯税の減額が入浴料金の引き下げにならないことへの質疑があり、施設の経営安定のための入湯税の減額であり、入浴料の変更に直結させるものではないとの答弁がありました。

以上、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものであると決しました。

以上、御報告といたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第4号から議案第11号までの6件に対する一括討論を行います。

なお、討論は、議案番号を指定してお願いいたします。

本6件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第4号「安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、議案第11号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件までの6件を起立により採決いたします。

本6件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本6件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本6件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第9号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第12号 安芸高田市環境基本条例

日程第10 議案第53号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第13号 安芸高田市児童館条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第14号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する

条例

- 日程第13 議案第15号 安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例  
日程第14 議案第21号 安芸高田市文化財保護条例の一部を改正する条例  
日程第15 議案第22号 安芸高田市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例  
日程第16 議案第23号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第17 議案第24号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例  
日程第18 議案第25号 安芸高田市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例

○藤井議長 続いて、日程第8、議案第9号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から、日程第18、議案第25号「安芸高田市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの11件を一括して議題といたします。

本11件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長 平成22年2月22日付で本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり報告をいたします。

付託されました市民部、福祉保健部並びに教育委員会所管の11議案について、2月25日に文教厚生常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

市民部所管の議案は、議案第9号、12号、53号の3議案です。議案第9号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」は、広島県の事務を処理する特例を定める条例の規定に基づき、一般廃棄物処理施設に係る事務が平成22年4月1日より安芸高田市に移譲されることに伴い、一般廃棄物処理施設の設置、譲り受け、施設設置法人の合併など申請について、事務手数料を定めるものであると説明がありました。

委員からは、これまでの県との金額の差はあるのかと質疑があり、広島県、広島市、呉市、三次市、北広島町と同額であると答弁がありました。

議案第12号「安芸高田市環境基本条例」は、環境基本法に基づき、人と自然が共生できる環境負荷の少ない社会の実現を目指し、恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくため、基本理念を掲げ、市、市民など、事業者及び所有者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定める内容であるとの説明がありました。

委員からは、市民や事業者の責任、公害の定義など記述してあるが、この基本条例の市民全体の周知し環境保全を図っていく手法について質疑があり、執行部から、環境基本計画で具体的な周知徹底、啓蒙、啓発をとっていきたい。この条例についても何らかの形で周知することとの答弁がありました。

また、委員から、環境は未来に続くものであるので、特に環境学習を重視し、市民への周知徹底を図っていくべきではとの質疑があり、市長から、既に環境問題に取り組んでいるが、この条例制定を契機に環境教育などをしっかり盛り込んでいきたいとの答弁がありました。

議案53号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、高齢者の医療を確保するに関する法律施行令の一部を改正する政令が閣議決定されたのに伴うもので、減免規定に関する部分が改正される旨、説明がありました。

次に、福祉保健部所管の議案第13号、14号、15号の3議案でした。

議案第13号「安芸高田市児童館条例の一部を改正する条例」は、子育て支援を目的に市が設置している3カ所の児童館の利用時間を延長するもので、現在3館に146名の利用者があり、運営はNPO法人に委託している。保護者からの要望があり、委託先の法人と協議する中で、利用時間を、平日は午後6時までから午後6時30分まで、土曜日開館日で学校が休業または休日の場合、午前8時半から午後6時までが、午前8時から午後6時半まで延長するとの説明がありました。

議案第14号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」は、子育て支援を目的に市が設置している10カ所の児童クラブの利用時間を延長するもので、現在409名の利用者があり、社会福祉法人とNPO法人に委託している。さきの児童館と同じく、保護者からの要望があり、委託先の法人と協議する中で、利用時間を平日は午後6時までから午後6時半まで、土曜日開館日で学校が休業または休日の場合、午前8時半から午後6時までが、午前8時から午後6時半まで延長するとの説明がありました。

委員から、児童クラブに入りたいが定員数の関係で入れない世帯があるとの質疑があり、待機児童がにこにこクラブで8名いる、20名ほど定員オーバーが出ているその状況を踏まえ、教委と折衝し、学校の空き教室を活用し、今年度はとりあえず待機児童が出ないように努力しているとの答弁がありました。

また、子育て支援という中でこのクラブが運営されていることだが、市外から子連れで転入された場合など児童クラブに預けられなかった場合、仕事に勤めたくても勤められない状況が出て、若者定住促進に相反するので、定数の問題はあがあるが、ある程度柔軟な考え方で整理できないかという質疑に対し、執行部から、定数は定数であるが、実際はその委託先と協議しながら、登録人数は定数を超えている。待機児童が出たのは、これ以上受け入れたら施設のキャパシティの関係などで危険であるので、やむを得ず待機していただく状況になったもので御理解いただきたいとの答弁がありました。

議案第15号「安芸高田市診療所条例の一部を改正する条例」は、安芸高田市北生診療所を運営していただいている広島市中区の土本病院より、平成22年3月31日をもって閉鎖したいとの旨の申し出があり、当診療所



は31年間土本病院の全面的な協力のもと運営をしていただいております、本市としては、経営の現状や、お太助ワゴンによる交通インフラの整備、横田診療所の充実などを勘案し、閉鎖を決定したとの説明がありました。

委員からは、地域医療の激変緩和措置について質疑があり、執行部から、横田診療所の新しい先生は、北生診療所の患者の引き継ぎも協力的で、往診についても北生地域もできる範囲内で最大限努力すると言われている。北生診療所を使って当分の間できないかも研究したが、医療機器、薬品の問題があり、週一、二回の運営であるとしても困難な状況であり、交通インフラ、横田診療所の体制整備も含め、できる範囲内でいかにカバーできるかを検討していきたいとの答弁がありました。

教育委員会所管については、議案第21号から議案第25号まで5議案でございました。

議案第21号は、平成22年4月1日から埋蔵文化財関係事務を広島県から移譲を受けることに伴い、この取り扱いに関する規定を新たに追加すると同時に、文化財保護法を改正されるので、その関係する条文も改正する内容でした。

議案第22号「安芸高田市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例」は、本審議会は合併当時、旧町からそれぞれ3名ずつ委員を選任し、計18名で構成しているが、今後より高い専門性を有した審議が必要になってくることや、行政改革の観点、他の類似市町との比較を勘案し、18名を12名に減らす内容でした。

委員からは、合併当時各町3名で18名であったが、18名への説明はなされているのかと質疑があり、定数の改正は保護審議会会長、職務代理と協議し、3月10日開催の審議会で議案として提出して審議いただくことになっているとの答弁がありました。

議案第23号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、休館日の規定について、月曜日が祝日に重なった場合、月曜日の取り扱いについて誤解を与えるような表現になっていたのを改正する内容でした。

委員からは、月曜日に利用したい要望はないか質疑があり、執行部から、これまでに一度あったが、条例第2項に、市長の管理運営上やむを得ないと認めるときは、他の曜日に変更することができるとあり、特別に開館した例があるとの答弁がありました。

議案第24号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」は、図書館の運営をこれまでは派遣職員によって行ったが、新年度より全面的に業務委託に切りかえるので、これに伴い、第4条の職員にかかわる規定を変更する内容です。また、中央図書館以外の5つの図書館の閉館時間を1時間早めることで、利用者が多くない中で常に2人が従事する実態を行革の観点から1名の体制に改善するとの説明がありました。

委員からは、公民館は、中学生など保護者との待ち合わせとしての機能もある。午後6時に閉館すると不安な声も出てくると思うので、本の

貸し出し以外での目的の利用実態もしっかり調査していただきたい。安易なコスト削減がサービス低下を招くようでは困るとの意見があり、執行部から、わずか1時間で2名体制なので、費用対効果の関係で図書館は整理し、ただ公民館には図書館以外にもロビーなどあるので、それとの兼ね合いの中で、施設全体としてどのように運営するかという形の中で整理したい。施設そのものは10時まで使用できるが、職員は常時10時まで張りつけておくというのは非常に非効率なので、臨時職員をつけるなどの柔軟な対応をしたいとの答弁がありました。

議案第25号「安芸高田市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、資料館から博物館の認定を受けているので、この際、安芸高田市歴史民俗博物館として新たに出発するということでの条例整理をした内容で、また指定管理者制度の関係の条文の整理、一部字句などの整理もあわせて行うものであるとの説明がありました。

委員から、現に各町にある民俗資料の整理をどのように今後されるのかとの質疑があり、執行部から、これまで調査してきた点数でいうと、甲田2,000点、高宮1,500点、向原1,000点、吉田の本館に2,000点、丹比に1,000点、美土里町5,000点、八千代の土師ダムに500点くらいの民具があると把握している。今回、第2展示室で企画展をしながら、例えば農業、水稲、麦、耕作から収穫までといったいろんな形で各町の民具が目の目を見るように構成も加え、いろいろなものを展示していくよう考えているとの答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告をいたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
続いて、議案第9号から議案第25号までの11件に対する一括討論を行います。

なお、討論は、議案番号を指定してお願いいたします。

本11件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第9号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から、議案第25号「安芸高田市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの11件を起立により採決いたします。  
本11件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本11件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本11件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第16号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

【向原農村交流館やすらぎ 再指定】

日程第20 議案第17号 安芸高田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第18号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第19号 財産の取得について【雇用促進住宅吉田宿舎】

日程第23 議案第20号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第19、議案第16号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について【向原農村交流館やすらぎ 再指定】」の件から、日程第23、議案第20号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の件までの5件を一括して議題といたします。

本5件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田産業建設常任委員長 御報告を申し上げます。

平成22年2月22日付で本委員会に付託されました議案審査の結果を次のとおり報告いたします。

2月26日に本常任委員会を開催し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。審査の概要は次のとおりです。

付託されました5議案のうち、議案第16号は「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定【向原農村交流館やすらぎ 再指定】」についての案件です。執行部から、本案の概要について補足説明を受け、審査をいたしました。

委員からは、施設の経営状態や来訪者数、複数年指定等についての質疑が出され、執行部から、年間の来訪者数は約4万600人で、昨年の施設運営経費は1,025万円であり、1年間の指定は1年ごとに協議を進めたいという地元の要望によるもので、将来的には複数年の契約も考えているとの答弁がありました。

続いて、委員から、指定管理費の545万円の継続性についての質疑があり、執行部から、545万円は合併時から若干減少をしている。今後、看板の整備や産直機能を高めることで収益性を高め、自立できるようになれば将来的には管理経費の減少を見込んでいる。地域とともに取り組みたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、施設の入り口が入りにくいので、もっと広く改良すれば来訪者がふえるのではとの質疑があり、執行部から、施設前の道路がカーブで橋があるため、入り口の拡張等について建設時に県及び公安

委員会と協議をした中で、安全性の関係から許可が出なかったという経緯があるとの答弁でした。

次に、議案第17号は「安芸高田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例」についての案件です。執行部から、本案は、土地取得奨励金の対象となる工場等の新設のために取得する土地の面積の下限を9,000平米から5,000平米に下げ、企業立地をより積極的に奨励しようとするものであるとの説明がありました。

委員からの質疑は、平成21年度の実績企業と22年度の予定企業についてや、新規雇用の発生状況についてが主なもので、執行部から21年度の誘致企業は甲田町の(株)藤崎商会と吉田町の姫路合同貨物株式会社の2社であり、22年との予定企業は現在、岡山に本社のある農機の販売会社であり、吉田町の愛郷中学校跡地に本社を移転したいという意向を受けているとの答弁がありました。

また、雇用の発生についての質疑に対しては、執行部から、21年度の2社においては、(株)藤崎商会が12人、姫路合同貨物株式会社が18人の申請があったとの答弁でした。

議案第18号は「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」に関する案件です。執行部から補足説明を受け、審査をいたしました。

審査の中で委員から、国、県に準拠した改定とのことであるが、約43%の減額は金額的にどのくらいになるのかとの質疑があり、執行部から、平成21年度収入は約990万円であるが、平成22年度の見込みでは570万円程度になるので、現在の試算では420万円程度の減額となるとの答弁がありました。

議案第19号は「財産の取得について【雇用促進住宅吉田宿舎】」の案件です。執行部から補足説明を受け、審査をいたしました。

審査の中で委員から、今回購入するところは別に、民間の土地を借り受けている駐車場について質疑があり、執行部から、吉田宿舎の駐車場は民間の土地であるので、今後も引き続き使用できるよう土地所有者に申し入れる予定であるとの答弁がありました。

最後に、議案第20号は「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」についての案件です。執行部から補足説明を受け、審査をいたしました。

審査の中で委員から、取得後の管理運営方法についての質疑があり、執行部から、当面は市の直接管理とし、維持管理業者についても当面今までの業者に引き続きお願いするよう考えているとの答弁がありました。

審議を尽くし、討論、採決を行いました結果、付託を受けました5件の議案につきましては、すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
続いて、議案第16号から議案第20号までの5件に対する一括討論を行います。

なお、討論は、議案番号を指定してお願いいたします。
本5件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第16号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について【向原農村交流館やすらぎ 再指定】」の件から、議案第20号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の件までの5件を起立により採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本5件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本5件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第24 議案第39号 平成22年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第25 議案第40号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第41号 平成22年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第27 議案第42号 平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第43号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第44号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第30 議案第45号 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第46号 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第47号 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第33 議案第48号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第34 議案第49号 平成22年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第35 議案第50号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第51号 平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第37 議案第52号 平成22年度安芸高田市水道事業会計予算

○藤井議長 日程第24、議案第39号「平成22年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第37、議案第52号「平成22年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの14件を一括議題といたします。

本14件は、予算審査特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 秋田雅朝君。

○秋田予算審査特別委員長 平成22年2月22日付で本委員会に付託された議案の審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託されました議案について、3月8日、9日、12日、15日の4日間、特別委員会を開催し、市長、副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

審査を通じて出された特徴的な質疑等とその答弁は次のとおりです。

まず、総務企画部所管では、職員の適正化計画に関連して、合併以降新規採用が余りなく、この間の空白が懸念されているが、今後の対応について質疑があり、第1次適正計画で職員100名減まで新規採用なしとしていたが、約10年間採用がなければ、職員構成のバランスが崩れ、組織運営上支障があるため、21年度に計画の見直しを行い、定年退職者の2割補充を行うこととし、22年度、障がい者を含め、一般職6名の採用を行うとの答弁がありました。

また、今後、技術職職員の確保が求められると思うが、人材確保のあり方について質疑があり、職員減の中、いかに効率を上げるかが課題。個々の能力を上げていくことが手法となり、人事評価制度の導入を検討し、個人の能力引き上げが必要と考えられる。技術職の採用は、民間活力導入の観点から、委託できるものは委託する方向で考えているとの答弁がありました。

次に、将来的な財政見通しについて、義務的経費が前年度と比較して低くなっていない中、22年度の位置づけについて質疑があり、国の制度を受けての増額であり、市単独の施策ではないこと、また公債費については、19年度以降3年間の繰り上げ償還による効果で9億減の見込みであるとの答弁がありました。

葬斎場整備事業費については、工事請負費と補償費の内容について質疑があり、工事請負費は現在の土地にあるごみ焼却施設3階建て約311平米の解体工事費及び葬斎場の造成工事費であり、補償費は葬斎場予定地付近の右折レーン整備に伴う電柱移転と、立木の補償に係る費用であるとの答弁がありました。また、今までの協議事項を踏まえ、実施計画に着手するとの説明がありました。

給食センター整備事業について、実施に向けてまだ調査、調整すべき事項が多い中で、予算への反映について質疑があり、ソフト部分についての課題があり、調理員、栄養士、担当部課で構成する運営委員会で協議を進めている。工事の着工時期については、現在、アグリフーズ造成時の財産処分手続を国と進めており、許可予定の5月末ごろから本体工事に着工したいと考えている。建設工事、設備工事、機械設備が一定の額となり、一体工事では少し難しく、分離発注の方が市内業者の参入も容易と判断される。直接市内業者へ発注がならずとも、下請及び市内資

材をできるだけ使うよう仕様書に記述したいと考えているとの答弁がありました。

地上波デジタル放送の共聴施設改修補助事業に関連して、22年度でどの程度がカバーできるのか質疑があり、施設共聴の改修は、55施設のうち21年度までに28施設を改修予定で、22年度に残りの27施設を改修すれば解決する。また、共聴組合未設置地の難視地域が20地域あり、これを22年度に整備する計画であるとの答弁がありました。

地域振興会活動検討委託料100万円あるが、どのように検討するのかという質疑に対して、振興会活動に対する行政支援のあり方を検討する業務であり、各振興会の活動内容に差が生じていること等により、現状の取り組みの整理、役割の検証、支援員の検討、補助金支給方法の検討を行うものである旨、答弁がありました。

市民部所管として、太陽光発電システム促進事業補助金について質疑があり、発電システムと省エネ設備を付加した住宅に補助する。LED電球をつける装置や二重サッシを想定しており、4キロワットを上限として1キロワット当たり3万5,000円の補助を計画しているとの答弁がありました。

男女共同参画実態調査委託について質疑があり、17年に男女共同参画プランを策定しているが、その後の調査をしていないため、22年度で思いの変化等意識調査を行い、再度男女共同参画プランに反映させたいとの答弁がありました。

福祉保健部所管では、生活サポート事業について、生活介護サポーターの中から支援員の登録を募り、市内の支援を要する高齢者、障がい者を定期的に巡回支援する事業であるが、支援員の活動中の事故等の対応はどうなるのかとの質疑に対して、委託料に支援員の途上の事故、サービス先での過失による事故時の保険料を組み込んであり、社協で対応いただくとの答弁がありました。

また、市民総ヘルパー構想事業として、市民に周知を図り、希望者に対するサポートとしての考え、事業推進に当たっての注意等を十分にすべきではとの質疑に対して、みんなで一丸となって研究するので御理解いただきたいとの答弁がありました。

休日・夜間急患センター運営事業負担金7,900万円の算出根拠について質疑があり、当初、県の算出根拠に基づき2,700万円の補助であったが、医師の委託料、スタッフの手当が赤字となり、市として中核病院の体制維持のため、赤字補てんもあわせて増額計上しているとの答弁がありました。

また、中核病院としての吉田病院を住民が育てる体制づくり、市民意識の高揚が必要、体制維持には7,900万円ではよいのかという質疑に対し、行政として市民に理解を求める広報活動の実施、市民の安全・安心のため市内の急患医療体系を守るための協力を行い、さらなる市民の利用を図るとの答弁がありました。

ジェネリック利用促進サービス業務委託について質疑があり、国保健全運営のための事業で、市民にジェネリック医薬品がどのようなものか知っていただくために情報提供をしっかりと行わなければいけないと考えている。現在、市広報、保健所通知、市内9会場での説明会を実施しており、22年度は医療費削減通知の啓発活動に重点を置き、その数値に伴う業務委託料である旨、説明がありました。

また、この事業効果を高めるための今後の課題や見通しについての質疑に対し、正しい情報提供を行い、ジェネリックにすることが個人負担の削減になり、保険者の負担軽減にもつながり、最終的には保険税の引き下げにもつながると考える。推計としては被保険者の3から4割の切りかえがあると考えている。呉市が先進事例となっており、かなり啓発をされ、伸びている。本市としても啓発をしっかりとやっていきたいと考えているとの答弁がありました。

産業振興部所管では、中山間地域直接支払い事業交付金の21年度との違いについて質疑があり、詳細は4月以降となるが、10割単価に取り組みやすいような中身が盛り込まれていることと、1ヘクタール以上の団地要件が緩和されることなどから、今現在の面積よりも拡大できるのではないかと考えているとの答弁がありました。

地産地消について、今年度の予算の活用と今後の目標について質疑があり、地元でできた作物を地元で利用するというのが基本だが、こうした活動を安芸高田市で推進することによって、安心・安全な農産物の生産、安定供給の継続が、ひいては市場もしくは消費者の信頼確保につながる。こうしたことから、本市の農産物の競争力の向上、ブランド化が経済の活動の拡大につながると考えており、学校給食、産直市、アグリフーズ、広島市内の元気市等への生産、集出荷、販売体制を22年度の事業を通じて整備しながら、生産者の所得向上につなげていきたい。

22年度はまず本市としての地産地消の方針、農業振興の方針としての計画をまずは策定し、そういった計画に基づいた事業を推進するための市民の方々の意識を高めることも必要であるし、そうした生産拡大を図るための支援、集出荷調整施設の整備への支援、販売施設等の整備への支援も取り組むとの答弁がありました。

入江戸島線の関係では、環境調査業務と今後の事業展開について質疑があり、環境調査の法的な義務づけはないが、今回の調査は環境アセスメントとは別のもので、頂上付近に赤芝湿原がある関係で周辺の環境調査をするものである。今後は、今現在、ルートの法線に当たる隣接または近隣の地権者に対して事業説明を進めている。22年5月中旬ごろまでに施行同意書が必要で、6月中旬の県知事ヒアリング後、6月下旬には林野庁に計画書を提出する予定であるとの答弁がありました。

建設部所管については、県道、市道改良の対象路線名と、改良が完了する状況、見通しについて質疑があり、県道改良は、三次江津線、中北川根線、千代田八千代線、船木上福田線を県の交付金を活用しての改良



を予定しているが、清流苑の関係や完成間近であることなどから、22年度は三次江津線を最優先させる予定。市道については、継続4路線あり、勝田根之谷線、市場宮ノ城線、一本木小山線、高地長屋線の4路線であるが、これらについても国庫補助路線の2路線があり、補助金要望しているが、この決定によって完成年度が変動するとの答弁がありました。

特定環境保全公共下水道事業の関係で、甲田で1地区において22年度で管路については終了するが、それに伴う加入率をどの程度見込んでいるか。また向原での維持管理費が高まってくると推察するが、今後の対応についての質疑に対して、甲田処理区ではほぼ100%近い整備率であり、90%に近い加入率に向かっているとの答弁がありました。

また、向原では、農業集落排水施設等は、何年か先には機能強化、あるいは5つある処理場を一つにまとめるなどの手法によって次の展開が必要であり、公共下水処理場についても現在の機能強化ということで新方式に変えることや、南処理区を有効活用して処理能力を高めるなどして対応したいと考えているとの答弁がありました。

教育委員会所管では、学校耐震化推進事業費の件で耐震改修工事に4件入り、耐震診断に6校入るようになっているが、学校規模適正化の中でその他の学校についてはどのように考えられているのかとの質疑があり、文科省の方針は、学校規模適正化による統合等かわりなくすべて実施するようとのことだが、何千万円、状況によっては億かかる事業をすべてやれる財政状況に本市はないと判断している。特に、21年度から実施している事業については、高額な費用がかかるか、また緊急性の高いものという方向でしているが、22年度に策定する耐震化計画の中で適正化計画策定をにらみながら、23年、24年度の施設の順番、あり方については検討していくべきであろうと考えているとの答弁がありました。

心の教育の充実に要する経費のうち、体験活動推進事業費の少年自然の家を活用した体験事業について、各学校が少年自然の家を利用する計画はどのようにしているのか質疑があり、各学校においては、まず小3、小5が主な学年で、すべての学校が少年自然の家を活用して宿泊体験を行うが、3年生は1泊、5年生は小・中連携の意味を含め、同じ中学校区の複数小学校が同日に少年自然の家を活用して、合同の宿泊体験を行う。中学校の活用は、主には1年生の集団訓練が1泊で行われる。22年度は、3年生対象の勉強合宿にも活用する計画であるとの答弁がありました。

また、少年自然の家の施設運営の方向性について質疑があり、この間の経営を続けていては、この数字は大きく変わらない。この費用を大幅に削減するには、あり方を変えていく以外に方法はない。一方で、本市の子供たちにとって大きな影響を与えるという施設として存続させるのが大きな命題であるので、ここをどのようにクリアしていくかがポイントである。市長の具体的な提言もあわせてしっかり検討してまいりたいとの答弁がありました。

国際交流事業の関係で、海外派遣助成されているが、帰った後の対応が市民との対話も少ない状況に置かれているのではないかと思います。安芸高田市に成果があるかということも考えていく必要があるのではないかと。質疑に対して、国際交流の成果としては、ホームステイ先は一軒家で1人受け入れなので、まず行く前にもかなり勉強してひとり立ちできるようにしていかなければならない状況がある。英語の先生が会話に主体を置いて授業を進めるので、聞き取る力というものも国際交流を通じながら、それぞれの学校が一生懸命頑張るきっかけとなっている。

帰った後は、お互いの親睦も含め、それぞれの学校の発表会も持っており、それらを通じて自立する子どもを育てるという意味でも大変効果がある。不登校の子がこれをきっかけにして学校にも来れるようになり、コミュニケーションもとれるようになったとの事例も聞いている。本市はこれに加えて、ALTも配置していただいているので、これをベースにして基礎基本学力調査で県内でも5本の指に入る学力が確保されているとの答弁がありました。

また、多文化共生社会として、外国から来られた方が工場などに勤めておられるが、そういったところの交流もこの中に含めていってはどうかと思うがとの質疑に対して、日本語教室を22年度は開催するよう考えている。まずはコミュニケーションの意味で日本語理解をということで、吉田町中心に講座開設を予定しているとの答弁がありました。

なお、議案第39号「平成22年度安芸高田市一般会計予算」の反対討論として、本来なら公共でやるべき分野が、民間活力を活用するということを行いながら、反面、民業によりなし得られる分野にも、財政難を語りながらも行政の事業として取り組まれている現状があるので、反対するとの討論がありました。

審査の結果につきましては、付託されました議案第39号「平成22年度安芸高田市一般会計予算」から議案第52号「平成22年度安芸高田市水道事業予算」までの14議案について採決しました結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。  
この際、11時25分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時10分 休憩

午前 11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
先ほどの予算審査特別委員長報告の質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第39号から議案第52号までの14件に対する一括討論を行います。

なお、討論は、議案番号を指定してお願いいたします。

本14件に対する討論はありませんか。

討論がありますので、許可をいたします。

討論は、議案名を特定して発言してください。なお、討論は、反対、賛成とも、1議案について1人1回までとなっております。

まず、反対討論の発言を許します。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員 議案第39号「平成22年度安芸高田市一般会計予算」に関係いたしまして、反対討論を行うものであります。今回は特に短く簡潔に行いたいと思っております。

御承知のように、さきに策定をされました本市の第2次行政改革の大綱に基づく改革実施計画では、特徴的とも言える次のような方針が示されております。その1つは、持続可能な財政基盤の確立を期すため、行政の行う施策、事務事業の大幅な見直しを行うということであり、もう一つは、民間でできることは民間に任せるとした、民間活力の活用ということであり、こうした2点の方針や計画については、全く問題なしとは言えませんが、今日の財政難の中では当然直面している行政課題であり、今後の市政推進における基本であり、指針とされるものであります。

ところが、提案されている本予算案には、市がそうしたみずから策定した改革実施計画に全く逆行した施策を進められており、それは平素から指摘もいたしておりますが、言うまでもなく葬斎場設備整備計画にあわせて設置を計画されている葬儀場施設併設の件であります。

考えますと、これほど言っていることとやっていることの相反する施策の推進は、かつてこれまで見たこともなく、聞いたこともありません。民間でできることは民間に任せるといいながら、民間でできていることを行政が新たに手がけていく、これでは行革方針に示されたことは一体どうなるのでありましょか。市民に対してこの事態をどのように説明できるのでしょうか。また、この施策についての検討や見直し等する必要はないのでしょうか。

財政健全化計画では、事業や施策の見直しが強く求められておりますが、それらについては全く関係なしの状態、当初計画のまま、その延長線上で関係予算は計上されております。このような事業を見直してこそ、持続可能な財政基盤の確立に向けての確かな方向がたどっていくことができるのではないのでしょうか。

市長におかれては、日ごろより強く叫ばれている徹底した行財政改革、徹底した事業の見直しを行うという、この言葉と余りにも異なるこの併設事業の推進には、どうしても賛意を表することはできません。

以上をもって反対討論といたします。

○藤井議長 次に、賛成討論の発言を許します。

11番 前川正昭君。

○前川議員 議案第39号の「平成22年度安芸高田市一般会計予算」についてですが、会派絆を代表して賛成討論を行います。

一般会計予算は、昨年度比13.4%増の231億円となっておりますが、大きな事業としては、総合給食センター整備事業、地域公共交通活性化再生総合事業、葬斎場整備事業などがあり、これらの重点事業の推進に当たっては住民の理解を十分に得ることが必要と考えられますが、国の指針によってコンクリートから人への事業計画の中で、CO<sub>2</sub>25%削減対策として太陽光発電システムの推進、福祉対策として市民総ヘルパー構想の推進、介護対策として多文化共生事業、地域交通対策としてデマンド交通システムの充実と全市の展開など、新規事業も含めて市民福祉の充実のため、これらに十分に配慮された予算計上となっております。総じて、本予算は妥当と認め、本予算に賛成するものであります。以上。

○藤井議長 次に、反対討論の発言を許します。

5番 和田一雄君。

○和田議員 浜田市長におかれましては、施政方針、また政策、また自分の公約を一つ一つ実践をされて、体系手腕につきましては高い評価があると思っております。

先ほど同僚議員が申しました財政の健全化、また行政改革大綱の策定、そういったことで、まず今後どういった方向で財政のことを考えなくてはならないかということで、市長もいつもおっしゃっておられますが、普通交付税ですね、本市が今、主要な一般財源としておりますそのものが合併特例の加算措置としてあるわけですが、平成26年度から段階的に減少していくと、そしてそれが、その措置が終了する31年度には、現在の交付税と比較して単年度当たり22億3,900万減少するということが言われておるわけですが、そのことにかんがみまして、早く手を打たなくてはならないのではないかとということで、今、きのうもですか、財政というか、行政改革の推進懇話会が行われたそうでございますが、そういったところでの話もあろうと思いますが、まずそうしたら何から手につけたらいいかということで、事業の簡素化ということ、今、今年度の事業予定が167件、新規が23件ということで、13.8%という数字が出るわけですが、そういったことで、ここの中で新たな事業を起こせば、そこには当然人も要ります。人が要るということは、お金が要るとい、そういった流れになるわけですが、そこで今ある行政の組織機構の改革として先ほども言われておりましたが、職員の人数の適正化、またそのことがある所管の事業の事務分掌、これが重複した点が数あるわけでございます。

ですから、1人でできるものが、2人も3人もかかって同じ方向に進んでいきよるとい縦割りの状況ではないか。そういったところを統合化してやるとかということも急務ではないかというふうに思います。

そして、今のこの安芸高田市の職員の人件費のことでございますが、昨年度、21年度が総括で39億9,230万5,000円、そして今年度が39億8,459万9,000円、そこで770万6,000円ほどの減っておるわけですが、中身はふえております。ということはどういうことかといいますと、人数が466名で計算した昨年度、今年度は454名で計算したと。その中で職員の内訳の中で100万円上がった者、また200万上がった者、そういった部類があるといったことで、全体的にいいますと、昨年度が1人当たり856万7,000円、そして本年度ううか、22年度の予算計上が877万7,000円ということで、20万ぐらい1人当たりアップしておると。

ですから、全体的にいいますと毎年ふえておるということで、市長が言われておる、カットカットと言われておりますけど、そのカットを幾らカットするという金額をやっぱり説明をしていただいて、皆さんにわかるようにその財源をどこにじゃあ振り分けていくかといったことをやられたらどうかというふうに思うわけです。

それと、給与の関係ですが、今のラスパイレスの指数ということで以前も申しましたが、広島市を除いた22市町で、安芸高田市がその指数は97.0ということですね。ですから、近隣市町でいいますと、三次が97.3、それから庄原市が92.4、太田町が91.9、それから北広島町94.9という、そういった指数ですが、それをもとに給料の、給与の計算ですが、平均で月額給料と諸手当を含めたものの平均が、これはボーナスが含まれておりませんが、月額が、安芸高田市は43万9,808円、そして一番多いのは廿日市市が43万9,708円ということで、安芸高田市は2番目に位置しておるわけですね。ですから、決して少ないことはないということでございます、その中で改革をするということになれば、職員数、職員の給与、その見直し、そしてそれを変えずにやることになれば、ワークシェアリングとか、そういった手法が必要じゃないかと。

それから、格差があるという、給与の格差があるところには、大きければ大きいほど、官民ですね、民間との相違が大きければ大きいほど経済が停滞しておるということでございます。

それから、そういった流れの中で見直しをしていただきたいということでございますので、まだ長々とお話をしますけど、もう一つ、事業の新規事業で去年始まった……。説明せなわからんでしょ。

○藤井議長 私語は慎んでください。

○和田議員 最後に言わせていただきますが、結婚サポート事業というのがございます。これが、私が実際にコーディネーターでおりますが、ここの中で委員の報酬があるわけですが、月に、毎月1回集まって協議会があるんですが、その計算で全体で450万を組んであって、その中で250万を組んである。26人おるんですが、その計算をして258万4,000円ぐらい要るわけですが、この場合は、ほかのいろんな会があらうと思うんですが、この部分については成果の報酬というのがあるわけで、これも見直しの対象になるんじゃないかというふうに思います。

よって、全体的に今の言う予算の関係で、そういったものの健全化を図るために見直しをしていただきたいということで、今の予算の部分については一応反対討論ということでございます。よろしくお願ひします。

○藤井議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時10分 休憩

午前 11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて再開いたします。

5番 和田一雄君。

○和田議員 ただいまの反対討論は、議案第39号でございます。失礼いたしました。

○藤井議長 続いて、賛成討論の発言を許します。

16番 入本和男君。

○入本議員 議案第39号「平成22年度安芸高田市一般会計予算」についての賛成討論を行います。

22年度予算は、市長の施政方針に基づき、地域活性化のための市民生活に直結する生活基盤整備を初め、学校耐震化対策、防災上緊急を要する事業、子育て支援対策、少子高齢化対策、障害者支援対策、定住促進対策、地球温暖化防止を目指す環境対策、また新規事業28件の一般会計231億7,400万円の4日間の審査を傍聴した結果、質問に対する答弁は明確であり、また増額に対する前年度対比13.4%の増額予算につきましては、給食センター整備事業、地域交通活性化、葬斎場整備事業、地上デジタル放送難視対策等の福祉サービスは充実が明文化されており、増額予算に対しても理解できるものでございます。

また、合併特例措置終了後の対策につきましても、22年度から、将来を見据えた財政改革、財政構造への転換と行政スリム化を目指した第2次行政改革と課題も抱えておられ、22年度予算に対して賛成するものでございます。

○藤井議長 次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

8番 山根温子さん。

○山根議員 8番 山根温子です。議案第40号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」について賛成討論を行います。

本会計において、ジェネリック医薬品の利用促進及び特定健康診査等の事業における予算が計上されております。ジェネリック医薬品の利用促進は、国保財政の健全化、そして国民健康保険加入者の自己負担額を減らすには大変効果を期待されるものであります。

しかし、本市においては高齢化率の極めて高い地域もあり、利用促進通知を送付することによるのみでは目的への理解が得られないのではな

いかと懸念しております。それについては、今回の予算審議の中でしっかりと質疑を行っていただき、担当課長より地域での説明が第一、ひざを交えて説明していくのが一番効果がある。さらに、保健師の地域活動の中でしっかりとやっていきたい、そして高齢者支援室との連携、市の行政の中での連携もやっていくという答弁を引き出していただきました。

もちろん担当課長の答弁ではありますが、担当部長、執行部の意欲を持った事業の進行を期待できるものと思います。

また、医師会、薬剤師会などの関係機関との連携をもとにしておると言われておりますので、加入者への理解と協力を求める、こういった具体的手法をしっかりと進めていかれることと受けとめまして、賛成討論といたします。

○藤井議長 次に、賛成討論の発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員 同じく、議案第40号の件につきまして、国保会計における賛成討論を行います。

本予算案は、21年度に比較いたしまして1,250万ばかり減額されておりますが、歳入から見ると一般会計からの繰り入れは758万円の増、基金繰り入れについては財調から2億8,500万円による予算構成になっております。そのことは、高齢者に伴う医療費歳出に合わせた予算案であろうというふうに考えるわけでございます。

今後の国保会計のあり方を考えると、医療費の抑制は必須条件でございます。今回の予算審議の中でジェネリック医薬品の使用普及化による医療費及び医薬費の削減の論議がしっかりと重ねられ、今後の事業効果を高めるために行政側は高齢者を中心とする市民に対し、その啓発に努めるべく体制を強め、市民理解を求めるべく地域進出を図り、あわせて予防、介護、市民総ぐるみ健康促進策を重点課題としながら、施策及び政策展開を図るというふうにされました。

願わくば、今後の事業展開について具体的に、計画的に、あるいは定量目標を市民の前に示し、その目標を行政、市民、これが共有をして、議会はそのチェックをし、提案を行い、事業効果を高めることが確認されたというふうに思っております。

このことは今後の市の財政運営に大きな影響を与えますので、行政、市民、議会が一体となって取り組むことを改めて決意をして、賛成討論といたします。

以上でございます。

○藤井議長 次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、反対討論のありました議案第39号「平成22年度安芸高田市一般会計予算」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第40号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第52号「平成22年度安芸高田市水道事業会計予算」の件まで、13件を一括して起立により採決いたします。  
本13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本13件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本13件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第54号 平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）

- 藤井議長 日程第38、議案第54号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第54号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,970万円を追加し、予算の総額を228億2,366万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金6,970万円を追加するものであります。歳出につきましては、総務費6,970万円を追加するものでございます。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213号第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として5億1,450万円の繰越明許費を追加するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
続いて、担当部長から要点の説明を求めます。
総務企画部長 清水盤君。

- 清水総務企画部長 それでは、議案第54号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」について、要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、1月の臨時議会におきまして議決をいただきました国の第2次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加交付に伴うものでございます。

本交付金は、国の予算額5,000億円のうち4,500億円が一時配分されており、残りの500億円がこのたび2次配分されたものでございます。

それでは、補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。歳入

でございますが、14款の国庫支出金、2項の国庫補助金、1目の総務費国庫補助金が6,970万円の増額で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の増額でございます。

続きまして、歳出でございますが、12ページ、13ページをお願いいたします。2款の総務費、1項の総務管理費、15目の地域振興費が6,970万円の増額で、委託料を550万円、工事請負費を6,420万円、それぞれ増額するものでございます。

予算書と一緒にお配りをしております説明資料をお開き願います。交付金の充当を予定しております事業一覧でございます。増額いたします事業は、事業費の補正額の欄で、農林水産課所管の農道維持管理事業を1,800万円、林道維持管理事業を1,000万円、建設課所管の市道維持管理事業を1,000万円、橋梁維持事業を2,200万円、生涯学習課所管の民俗資料館改修事業を970万円、それぞれ増額するものでございます。

次に、予算書の4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費の補正でございます。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業につきまして、5億1,450万円を限度として繰越明許費の追加を行うものでございます。

以上、要点の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 16番。このたびの国庫支出金の6,970万円は、市長の施政方針に基づく歳入であったように説明を受けております。しかしながら、今回は年度末ということで、繰越明許という形になるわけでございますが、この交付金の目的が地域活性化・きめ細かな臨時交付金ということでございます。よって、この繰越明許につきましてどのような計画で、一日も早く福祉サービス、地場産業の育成等にこの資金が活用できるかと思っておりますが、事務事業執行についての早期手続をされることはもちろんだと思っておりますが、どのような手順をしておられるか、伺うものでございます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 交付金の目的から申し上げますと、先ほど質疑をいただいたとおりでございます。この執行の体制につきましては、昨年2月からの交付金の状況から申し上げまして、通常の業務に加えての交付金事業を実施しておるという状況でございます。交付金の趣旨であります地域活性化の趣旨に沿って、より多くの業者、それから地域に配分をするという事業を細分化をして執行を計画をしておるところでございます。

この早期発注の対応といたしましては、特に事業関係の部署でないところの土木建築の業務につきましては、現在、財産管理課管轄係において設計等の業務を分担をして事務を処理をしていくということで、現在、事務処理に当たっておるとおるところでございます。全額繰り越しということでございます。年度初めの特に公共工事の件数が落ちる時期でござ

ございますので、年度初めの早期発注に向けて先ほど申し上げたような体制で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第54号「平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第39 発議第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議  
での採択に向けた取り組みを求める意見書について

○藤井議長 日程第39、発議第1号「「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

13番 赤川三郎君。

○赤川議員 発議第1号「核兵器の廃絶と恒久平和実現を求める意見書」について、提案理由の説明をいたします。

安芸高田市は、世界最初の被爆県にある自治体として、一刻も早い核廃絶と世界の恒久平和を希求する非核平和都市宣言をいたしております。本市議会におきましては、昨年12月18日の定例会において非核日本宣言を求める意見書を可決し、政府に対して意見書の送付を行ったところです。

安芸高田市が加盟する、世界135カ国3,680都市で構成する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示したヒロシマ・ナガサキ議定書が本年開催の核不拡散条約再検討会議で採択されることを目指しています。

政府において、ヒロシマ・ナガサキ議定書の趣旨に賛同され、核不拡散条約再検討会議において同議定書を議題として提案いただくとともに、その採択に向け核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくよ

う議会として意見書を提出するものです。

何とぞ議員の皆さんの御理解をいただきますようお願いいたし、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第1号「「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第40 閉会中の継続審査及び調査の件について

○藤井議長 日程第40、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。
各常任委員長並びに議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申し入れがありました。
なお、申し入れの事件は、お手元に配付した写しのとおりであります。
これを承認することに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。
以上をもって本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
これにて平成22年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 0時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員